

現行区分	新区分	No.	事業名	要件	その他変更箇所	補助対象	補助単価	限度額	方針	平成27年度		平成28年度	
										申請数	補助額(円)	申請数	補助額(円)
農用地利用改善組合等活動支援事業	農用地利用改善組合等活動支援事業	1	転作団地化推進事業	1ヘクタール以上の連続した農地(水田)の1団であること。	明細書様式中の「転作団地番号」を「団地番号」に修正する。	改善組合	・10アール当たり200円以内 ・実施した改善組合に一律100,000円以内	1組合当たり300,000円	継続 様式一部変更	35/35	5,824,948	35/35	5,774,824
		2	担い手のエリア化推進事業	① 該当集落内全ての農地をエリア化し、そのエリアの農地を集積していく担い手と同意書を交わすこと。集落に担い手がいない場合は、他の集落の担い手と同意書を作成すること。 ② 同意書で決定したエリアを原則として変更しないこと(エリアの担い手に一度新設、移転又は更新(経営者が該当エリアの担い手に変更した場合に限る。)した利用権の変更も含む。)。以前に当事業の対象としたエリアが該当エリアに含まれないこと。 ③ 集落で設定する1エリアは2ヘクタール以上で設定すること。 ※①から③までの要件を満たすこと。		改善組合	100,000円以内	—	廃止	0/35	0	0/35	0
		3	地産地消推進事業	① 改善組合が行う場合は、集落全体の事業であること。 ② 部会が行う場合は、産直以外のスーパー又は小売店等で生産者自らが消費者に対して行う事業であること。 ③ 農畜産物品評会(改善組合が行う場合に限る)、農畜産物の販売又は地元産(安城産)農畜産物の試食のいずれかを行うこと。 ※①又は②及び③の要件を満たすこと。	補助要件の(c)ア(対象事業のうちの一つ)を次のとおり変更。 ア 農畜産物品評会(必ず即売会を行うこと。即売会等、地産地消に資する取組を併せて実施すること。)	改善組合又は部会	事業費の2分の1以内	1組合又は部会当たり50,000円	継続 要件一部変更	19/35	888,065	20/35	845,202
(長期的に実施する事業) 農業経営体強化事業	農業経営体強化事業	4	イチジク及びびなしの新規栽培及び改植事業	① 1人(1法人)で新規栽培は5アール以上、改植は1アール以上の既存面積と同面積の改植であること。 ② 補助金交付申請年度内に新規栽培又は改植するものであること。 ③ 省力化施設として給排水施設を設置し、防鳥網、防虫網又は防風網のいずれかを設置すること。 ※①から③までの要件を満たすこと。		組合員又は法人	新規栽培 苗木代等の経費の2分の1以内 改植 苗木代等の経費の2分の1以内	新規栽培 1,000,000円 改植 200,000円	継続	2人(2/35)	213,335	5人(5/35)	3,011,693
		5	農産物の品種登録事業	① 出願料以外の経費は補助対象としない。 ② 自らの生産を目的としたものであること。 ※①及び②の要件を満たすこと。		組合員又は法人	品種登録の出願料の2分の1以内	—	継続	0/35	0	2人(2/35)	47,200
		6	樹園地の利用促進及び維持支援事業	安城市の畑・樹園地利用促進制度実施要綱(平成26年8月1日施行)に規定される畑・樹園地利用促進制度を利用し、利用権を設定したものであること。ただし、樹園地を借り入れた場合に限る。		組合員又は法人	10aあたり20,000円以内	—	継続	2人(2/35)	70,600	0/35	0
(目標設定型実施事業) 目短期的に実施する事業		7	堆肥利用による土づくり推進事業	① 畜産農家、共同堆肥集積場等から堆肥を購入した場合であること。 ② 10アール以上の農地に堆肥を使用するものであること。 ③ 補助金交付申請年度内に畜産堆肥を投入するものであること。 ④ 購入者が堆肥を一時保管する場合は、堆肥置き場があること。 ⑤ 申請者は、堆肥散布したほ場を1か所選択し、「土壌診断承諾書」を提出すること。 ※①から⑤までの要件を満たすこと。		組合員、法人又はJAあいち中央	市内畜産農家等から購入の場合 1t当たり1,500円以内 市外畜産農家等から購入の場合 1t当たり1,000円以内 堆肥購入費の2分の1以内	堆肥購入費 堆肥1tあたり1,000円	継続 運用一部変更 補助単価変更	7人(4/36)	700,500	7人(4/36)	420,000

現行区分	新区分	No.	事業名	要件	その他変更箇所	補助対象	補助単価	限度額	方針	平成27年度		平成28年度	
										申請数	補助額(円)	申請数	補助額(円)
(短期的に実施する事業) 目標設定型事業	農業経営体強化事業	8	水稲低コスト団地栽培事業	① 直播き専用の機械(器具)を使用すること。 ② 1ヘクタール以上の連続した農地(水田)の一団であること。 ③ 作業受託者は市内在住の営農者であること。 ※①から③までの要件を満たすこと。		組合員 又は 法人	10アール当たり 1,000 500円以内	—	継続 補助 単価 変更	36人 (24/35)	1,847,368	42人 (24/35)	4,068,004
		9	環境に配慮した水稲直播きの推進事業	① 代かきによらない鎮圧方式の機械(器具)等が使用されていること又は代かき時に塩化カリを散布し、河川への泥水の流出を抑制し、乾田直播き(V溝直播きを含む。)が実施されていること。 ② 1ヘクタール以上の連続した農地(水田)の一団であること。 ※改善組合が設定した直播き団地内であれば、代かきによらない鎮圧方式又は代かき時に塩化カリの散布を実施した市外のほ場も補助対象とする。 ※①及び②の要件を満たすこと。		改善組合、組合員 又は法人	代かきによらない鎮圧方式 10アール当たり 5,000円以内	—	継続 補助 対象 一部 変更	14人 (8/35)	8,694,980	17人 (10/35)	9,547,810
							塩化カリ散布 20キログラム当たり 1,000円以内	—		7人 (6/35)		9人 (8/35)	
		10	甘ひびき推進事業	補助金交付申請年度内に自らの栽培用に購入し、ほ場に移植したものであること。		組合員、 法人 又は 部会	苗木1本当たり 1,000円以内	—	継続	2人 (2/35)	8,000	5人 (5/35)	18,000
		11	アイデア農業支援事業 革新的農業推進事業	① 環境配慮や省力化、低コスト化、高品質化又は安城農業の発展につながる(独自の)事業内容であること。また、著しい効果が得られる事業であること。 ② 計画を作成し、市長の確認を受けたものであること。 ※①及び②の要件を満たすこと。	・手引き内の「補助要件」から次の項目を撤廃する。 「3戸以上の農家で行う事業であること」	組合員、 法人 又は 部会	事業費の2分の1以内	1事業あたり 500,000円	見直し	2団体 (1/36)	641,437	0/36	0
		12	6次産業化推進事業	① 自ら生産した農作物を活用した加工品開発及び販売に係る事業であること。 ② 計画を作成し、市長の確認を受けたものであること。 ※①及び②の要件を満たすこと。	・「その他留意事項」に具体的な補助対象経費を追記する。 ＜商品開発費＞資材費、加工品試作費、成分分析費、機械・器具借上費又は購入費等 ＜販売促進費＞マーケットリサーチ費、テスト販売費、販促物作成費、ウェブサイト作成費、出展負担金等 ＜その他＞施設整備費、経営診断料、アドバイザー謝金等	組合員 又は 法人	事業費の2分の1以内	1事業あたり 500,000円	継続 手引き 表記 一部 変更	0/35	0	0/35	0
13	緑肥利用による土づくり推進事業	① 10アール以上の農地に緑肥作物(ソルゴー)を作付していること。 ② 標準播種量以上の種子を購入していること。 ※①及び②の要件を満たすこと。		組合員 又は 法人	種子代の2分の1以内	10アール 当たり 1,000円	廃止	0/35	0	0/35	0		

現行区分	新区分	No.	事業名	要件	その他変更箇所	補助対象	補助単価	限度額	方針	平成27年度		平成28年度	
										申請数	補助額(円)	申請数	補助額(円)
農業経営体強化事業	組合等土地利用支援	新規	人・農地プラン推進事業	人・農地プランに係る地域における話し合いを実施し、その合意内容を報告すること。 (合意内容の変更等で複数報告した場合においても、補助するのは1改善組合につき1度のみとする。)		改善組合	20,000円以内	—	新規				
		新規	イチジク園及びビナシ園の経営継承支援事業	① 1経営体で栽培面積5アール以上の樹園地を継承した(する)場合であること ② 次のア～ウのいずれかに該当すること ア 補助金交付申請年度内に継承された樹園地であること イ 補助金交付申請年度の初日を基準日として、過去2年以内に継承された樹園地であること ウ 補助金交付申請年度内に設備の新設、改修、又は修繕を実施した後、1年以内に継承されることが確実な樹園地であること(継承に係る合意書を添付すること) ※①及び②の条件を満たすこと。なお、本要件による継承とは、対象樹園地の所有権、賃借権、使用貸借権又は利用権を申請者本人が取得することを指す。	<その他留意事項> ・果樹棚又は防鳥網、防虫網、若しくは防風網等の新設、改修又は修繕に係る経費を補助対象とする。 ・補助対象は、補助金交付申請年度内の経費のみとし、同一樹園地においては、一度の継承につき一度のみ申請することができる。 ・「樹園地の利用促進及び維持支援事業」と重複して補助を受けることができる。 ・継承後に苗木の改植を伴う場合は、対象経費が別であることを条件に、「イチジク及びビナシの新規栽培及び改植事業」と重複して補助を受けることができる。	組合員又は法人	対象経費の2分の1以内	1組合員又は法人あたり500,000円	新規				
		新規	水田畦畔除去事業	① 所有者が異なる水田の境界となる畦畔を対象とする。 ② 補助金交付申請年度内に実施したものであること。 ※①及び②の要件を満たすこと。	・畦畔を基準とするため、同一水田について、別の畦畔の除去に対し2回以上重複して補助金を受けられる可能性がある。 ・土地所有者が同一の水田の境界である畦畔は対象としない。	土地所有者	畦畔1本につき土地所有者あたり20,000円以内	—	新規				
		新規	法人化推進事業	① 法人は、補助金交付申請年度内に設立された「農地所有適格法人」であること。 ② 家族経営の法人化であること ※①及び②の要件を満たすこと。		法人	200,000円以内 (JA農業振興資金での補助額と同額)	—	新規				